

審議会の役割及び会議の進め方（スケジュール）

1 審議会の役割

「行田市資源リサイクル審議会設置条例」第2条の規定において、審議会は、市長の諮問である「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について」ごみ処理の総合的な指針策定に関する事項を調査及び審議し、市長に答申することとしています。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村が定めなければならないとしています。また、同法同条第2項において、一般廃棄物の発生量の見込み、排出抑制の方策、分別の区分、適正な処理、処理施設の整備等に関する事項を定めるものとしています。

2 審議会の進め方（スケジュール）

審議会では、事務局が提示する案に対し、それぞれのお立場からご意見をいただき、計画案として作成していただきます。

審議会の回数、開催時期、主な議題等は次のとおりです。

回数	開催時期	主な議題等
第1回	平成29年8月17日	・ 審議会の役割及び会議の進め方(スケジュール)について ・ 行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけについて ・ 行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の構成(案)について
第2回	平成29年10月下旬	・ 行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について
第3回	平成29年12月下旬	・ 行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について ・ 答申(案)について

【参考】審議会以降の計画策定までの流れ

平成30年1月中旬	・ 答申
平成30年1月下旬	・ パブリックコメント(市民意見募集)の開始(30日間)
平成30年3月下旬	・ 行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定(公表)